

究極の school choice の動向

— 合衆国における school voucher —

中 村 譲 光*

Heading toward School Choice

— School Voucher Programs in the U.S. —

NAKAMURA Morimitsu

On Jan.18, 2005, the Japan Business Federation published its policy proposals in its position paper, *Looking to Japan's Future*. Concerning education, it recommended that Japan carry out bold education reforms, moving beyond the concept of homogeneous human resources development. This significant statement followed: "It is important that a system be established that allows diverse parties to participate in education. A system should be introduced to distribute subsidies for education based on the choices made by students and their parents." This is the concept behind the school voucher system, one option among school choice programs. It had been expected that this policy would eventually be proposed and backed by Japanese business leaders. However it actually came much earlier than anticipated. Japanese people should be given enough information to judge whether this policy is desirable or not, considering that it is one of the most controversial policies in American education today. This paper reviews and analyzes the situation in the U.S., where the voucher system has already been implemented and scrutinized.

キーワード: voucher, tax credit, school choice

1. はじめに

2005年1月に日本経済団体連合会は、『これからの教育の方向性に関する提言』を発表した。主旨はこれからのわが国の教育には均質な人材育成をめざす教育より個人の個性や能力を最大限に伸ばす、多様性を重視した教育が必要となっている。特に義務教育における公教育の独占状態は、学校間の競争を妨げ教育力の低下をきたしている。教育基本法第6条1項の「法律に定める学校は、公の性質をもつもの」との記述の「公の性質をもつもの」は削除すべきである。これを実施するにあたっての初等中等教育での予算配分のあり方については、教育バウチャーを求めるといったものであった。まさにアメリカ合衆国の school choices (学校選択) の中でも議論の多い education/school voucher (教育/学校クーポン) の考えである。合衆国では、1980年代に始った教育改革の流れの中で、スクール チョイスが段階的に着実に拡大傾向を見せているが、様々なスクール チョイス プログラムの中で究極にいきつくところがスクール バウチャー

である。わが国でも、公教育（義務教育）でチョイスの考え方が一部で導入され始め、広がる兆候をみせている。早晚、スクール バウチャーは経済界を中心に提唱されるであろうことは十分予測されたが、わが国の比較的新しいスクール チョイスの歴史の中で、かくも短い間に、一足飛びに究極のスクール チョイスが提言されたことに驚いている。

本稿では、わが国の教育バウチャーの政策導入を求める動きにあたって、バウチャーの“先進国”である合衆国におけるバウチャーの現状を整理し、考察した。

2. スクール チョイスの中のバウチャー

合衆国では、居住地により生徒の通学する学校が割り当てられているが、スクール チョイスは、従来様々な形態をとって実施されてきている。既存の公立学校からの学校選択では、学校区（地元教育委員会）内の公立学校の間から選択するイントラ・ディストリクト（学校区内）チョイス、学校区の境界を越えて学校選択の可能なインター・ディストリクト チョイスがある。また、人種融和政策の一環として通学区を越えて選択できる特色をも

*一般科教授

った公立学校マグネット スクールの選択,教育の成果に対する自己責任に基づいて学校区から独立した管理・運営形態をとる公立学校チャーター スクールの選択,大学のカリキュラムにある講座の単位を高校時代で先行取得させるデューアル エンロールメント(二重在籍)の利用,それにバウチャー(教育クーポン)を使ったスクール バウチャー プログラムがある。家庭の責任で行うホームスクーリングもスクール チョイスの中で語られている。ほとんどのタイプのチョイスが現行法の中で、または新法の制定により定着し、拡大傾向を迎える中で、スクール バウチャーは常に賛否両論の激しい議論や法廷闘争の渦中にあり、その前途は不透明である。

スクール バウチャーも、親や子どもの学校選択に資するプログラムでありますから、なぜこれほどまでに極度に警戒され、強い反対に出会うのであろうか。それは次の点で他のチョイス プログラムと違っているためである。

*選択の対象となる学校の公立・私立を区別しないこと。

親がバウチャーを使って、公立・私立のいずれの学校でも、通学したい学校を選択できること。

*現在実施されているバウチャー プログラムには選択対象となる私立学校の中に、宗教系学校が含まれていること。

アメリカの経済学者の Milton Friedman は、1955 年に公立、私立のいかなる学校においても教育が受けられるバウチャー(教育クーポン)が親に与えられれば、アメリカの初等中等教育は大いに改善されるであろうとの考えを発表した。これがユニバーサル バウチャーのコンセプトである。つまり、公立・私立の学校を同列に並べ、義務教育における公教育の独占体制の枠組みを外した時、そこには自由な競争の中から創造的で活気に満ちた教育(産業)が興ってくることを期待するのである。学校区の役割は一定の学校がミニマム スタンダードを満たしているかどうかのチェックに限定される。しかしながら、これまでのところ合衆国では、学齢期の子どもの保護者ならだれでもが行使できるユニバーサル バウチャーを実現させた例はない。合衆国で論議や法廷闘争の的となっているバウチャー スクール チョイスは公費(または優遇された税制)を(バウチャー支給の形をとって)使い、一定条件を満たした生徒が公立・私立学校(場合によっては宗教系学校を含む)を選択し、通学できるチョイスであって、ユニバーサル バウチャーへの過渡的、実験的バウチャー チョイスに留まっている。しかし、たとえ限定的で小規模のものであっても、スクール バウチャーの思想は、公立・私立の学校を同列に扱い、公教育の枠そのものを完全に打ち崩してしまうユニバーサル バウチャーに繋がっていくものと警戒されている。

これまで合衆国では、バウチャー プログラムが開始さ

れる度に、公費がバウチャーの形をとり私立学校、特に宗教系私立学校に流れることに反対して、政教分離の憲法条項を理由に同プログラムを違憲とする法廷闘争が起こっている。これについては 2002 年 6 月に Cleveland, Ohio のバウチャー チョイスに下された合衆国最高裁の判決は画期的なものとなった。宗教系私立学校でもバウチャーを行使できるプログラムが合憲と判断されたのである。これにより国の段階では憲法論争は一応決着がついた形となった。しかし、合衆国における教育の責任主体は州である。州独自の憲法に照らした判決は別である。合衆国最高裁の判決後、2003 年 4 月に州議会を通過し、施行されたコロラド州のスクール バウチャー法の場合は、早くも同年 12 月に地方裁判所で州憲法違反の判決を受け、新法の執行は停止されたままである。バウチャースクール チョイスをめぐっての攻防は、今後も一層激しさを増すであろうし、プログラムがたとえ成立しても州の憲法のハードルを越えられるか否かは予断を許さない。それでも 21 世紀前半は、より自由な選択を求めてスクール・バウチャー実現の動きが活発になることは間違いない。

3. バウチャーのタイプと歴史的経過

現在合衆国のバウチャー チョイス プログラムは予算に裏付けられて公費で賄うものと、民間によるものがあるが、ここでは、公費によるスクール バウチャーのみを扱う。

全国で公費でバウチャーを支給するプログラムを持つ州は Colorado, Florida, Maine, Ohio, Vermont, Wisconsin の 6 州がある。対象となる生徒や実施方法は、次の 4 つのタイプに分類できる。

3-1 制度の不足を補う手段としてのバウチャー

Maine 及び Vermont 州の Tuitioning(授業料支給)の例である。規模が小さく、自前の初等 or 中等学校を持たない学校区は、生徒に学校区外の公立及び私立学校で行使できるバウチャーを支給してきた。Vermont 州は公立の高校を持たない学校区の生徒に対して 130 年にわたってバウチャー プログラムを認めてきているが、1999 年に州の最高裁は、宗教系学校はこのプログラムに参加できないとの判決を下している。Maine 州の最高裁も 1999 年にプログラムへの宗教系学校の参加を求める訴えを却下し、両州ともバウチャーの支給にあたっては、政教分離の立場を明確にしている。

3-2 経済的弱者支援の手段としてのバウチャー

教育困難な環境にあり成績不振に悩む都市部 Milwaukee や Cleveland 学校区で「公立学校に取り残された」低所得家庭の子弟にバウチャーを支給し、私学選択を可能にして、自助努力を支援する趣旨のものである。

(1) Milwaukee Parental Choice Program

1990 年に開始.上限 2,500 ドル相当のバウチャーを国の貧困ラインの 1.75 倍を超えない低所得家庭の子弟に提供する. 財源は州予算に位置づけられた the State General Equalization Aid to the Milwaukee Public Schools (MPS) による. バウチャーの受給者数は Milwaukee 公立学校区の総在籍生徒の 15% までに限定されている. プログラムへの参加校は小学校から高校で, 当初, 私立学校は非宗教系に制限されていたが, 1998 年から宗教系学校の参加も可能となった. これらの私立学校は市内, または学校区内に所在しなくてはならない. また生徒の受け入れは無作為の抽選により行われる. 1999-2000 年度現在ではバウチャー受給生徒は 91 校の 7,621 名(GAO, 2001)であるが, 2003-2004 年度では 107 校, 13,268 名と報告されている.

(2) Cleveland Scholarship and Tutoring Program

1996 年から実施され, 上限年間 2,700 ドル相当のバウチャーを授業料の補助として提供している. 幼稚園から第 8 学年の低所得家庭の子弟が Cleveland の私立学校, または隣接学校区の公立学校でこのバウチャーを行使できる. 財源は Ohio 州 Disadvantaged Pupil Impact Aid Funds から支出されている. 参加の私立学校は市内, または学校区内に所在しなくてはならない. 1999-2000 学年度では Cleveland 学校区に, バウチャー受給生徒は 52 の私立学校におよそ 3,400 名(GAO, 2001)が在籍する. バウチャーを引き受ける学校のおよそ 90% が宗教系学校であるため, 州予算によるバウチャーを支給することの合憲性が開始以来問われてきた.

3-3 成績不振の学校に在籍する生徒救済のためのバウチャー

(1) 特定の学校区内の成績不振校に通学する低所得の家庭の子弟を対象とするバウチャー

Colorado 州と DC の例がある. Colorado では, 2003 年 4 月に州議会法案 H.B.1160 によりスクール バウチャー法を成立させたが, 同年 12 月に同州の憲法に違反すると判断され, 執行差し止め命令が出されている. 州の School Accountability Report で 2001-02 年度において, 業績不振と認定された 11 の学校区の K-12 の生徒に適用される(任意参加も可能). 生徒は給食費減免資格者であること, バウチャーの額は上限 5,000 ドルまでとし, プログラム開始当初はおよそ 3,500 名の生徒を対象とし, 通学先には宗教系学校も含まれていた.

* 政府予算によるバウチャー プログラム

上記 3-2, 3-3 の両タイプに属する成績不振にあえぐ D.C. の公立学校に学ぶ生徒に学校選択の機会を与える法案が 2004 年 1 月に連邦議会を通過した. 国家予算の中の首都への教育予算の一部にバウチャー プログラムを

盛り込んだものである. 1400 万ドルの予算で, 少なくとも 1,700 名の D.C. の子どもに宗教系学校を含む私立学校での授業料, 交通費支払いのために上限 7,500 ドル相当のバウチャーを支給する. NCLB 法による AYP(adequate yearly progress) の達成のない公立学校に在籍する生徒に優先権が与えられており, 家庭の所得は国の貧困ラインの 185% をまでを基準としている.

(2) 州全体を対象とし, 成績不振の学校に通う子弟に支給するバウチャー

このタイプには Florida 州の Florida's A + Opportunity Scholarship Program (Opportunity Vouchers) がある. 1999-2000 年度に, 全国で最初の州全体を対象としたバウチャープログラムが誕生した. 法では, 州内の公立学校は生徒の成績を中心とした業績に応じて A~F の文字表示でランク評価を受ける. もし学校が 4 年間のうち, 2 年連続して F ランクとなれば, 当該校の生徒は少なくとも 4,000 ドル相当の an opportunity scholarship (機会提供の奨学金) を受け取り, より成績のよい公立や私立(宗教系学校を含む) 学校を選択し, 異動できる. このような生徒を受け入れる私立や宗教系学校では, 追加授業料の徴収, 宗教教育への参加強要は禁じられている. 同プログラムの政教分離の合憲性については現在裁判で係争中である.

3-4 一定条件(障害を持った)の生徒を対象としたユニバーサル・バウチャー

Florida 州 McKay Scholarship Program の例が該当する. 2001 年に議会はフロリダの公立学校に在籍する障害を持った生徒の親で, 子どもの通う学校の教育に不満のある場合, 別の公立や私立(宗教系を含む) 学校を選択し, 通わせることができるバウチャースтипendium を成立させた. バウチャーの額は生徒の障害(知的障害から身体的障害に至るまで)の程度に応じる. 2001 年度では, 生徒一人当たり 4,500 ドルから 21,000 ドル相当であった.

* Utah の The Carson Smith Special Needs Scholarship Program の例も Florida の例と類似している. 2005 年 2 月に州の両院を通過し, 立法化を待っている. 障害を持った生徒が一人当たり 5,500 ドル程度と予想されるバウチャーを公立, 私立(宗教系学校を含む) で行使できるものである.

4. バウチャー実現への戦略

バウチャー推進派はこれまでに住民投票を通じて直接民意に働きかけ, 教育バウチャーの実現をめざす ballot(住民投票) による立法化に期待をかけてきた. しかし, Colorado 州と Maryland 州でそれぞれ 1 度, California 州と Michigan 州でそれぞれ 2 度試みられてきたが, いずれも失敗している.

この経験から、近年では、州議会での法案の通過をめざしたり、またはバウチャーの呼称を使わない代替となる手段で実質的にバウチャー スクール チョイスを浸透させる戦略へと作戦を転換する傾向がみられる。

4-1 州議会での立法化を図る試み

(1) Colorado の場合

1992と1998年に、州の住民投票によるバウチャー立法化の試みが退けられている。しかし、その後、州議会での法案可決に成功し、合衆国最高裁が Cleveland のバウチャーの合憲性を認めて以後、全国でスクール バウチャー プログラムを採用した最初の州となった。同法は2004年秋から the Colorado Opportunity Contract Pilot Program として施行される予定であった。しかし、2003年12月に地方裁判所判事によって同プログラムが教育委員会の教育責任をうたった local-control の条項に反するため違憲であるとの判断をうけ、州最高裁の判断が下るまで差し止めとなり、2004年6月には最高裁でも同様の違憲判断が下っている。

(2) Louisianan の動き

2001年に議会は the Non-Public Early Childhood Development Program を創設した。州は連邦政府の福祉予算をこの発議の財源にあて運営している。これは幼稚園就学前プログラムで、低所得家庭の親は子どもを通わせたい学校に応募させることができる。もし応募が定員を超える場合は抽選により支給される4,700ドル相当のバウチャーは授業以外の学校行事や諸教育活動の支払いにも充当することができる。多くの州では、州による幼稚園就学前プログラムへの予算付けの例はあるが、バウチャーのスタイルを取り入れたプログラムとして注目を浴びている。同州には、このバウチャーを他の学校教育の領域にも拡大させようとする動きもあるが、支持は広がっていない。

(3) Texas の動き

1995年以来、バウチャーに関する法案が州議会に持ち込まれてきた。現在、試験的バウチャー プログラムが両党派の議員の共同提案により審議されている。プログラムの概要は、開始時期を2005年秋とし、対象者は40,000名以上の生徒を擁し、生徒の多くが給食費の無料または減額の対象である学校区に限定したものである。なお、教育委員会が参加を決めいかなる学校区もこのプログラムを利用できる。

4-2 バウチャーに代る tax credits (税額からの控除), tax deduction (課税額からの控除) による実質的な voucher の浸透の試み

教育関係者の間では、バウチャーの名称に対するアレギーは強い。このため、バウチャーではなく、tax credit, tax deductions の方法を使って、軋轢を避ける方策をと

るケースがある。確かにスクール バウチャーも、education tax credits や deductions も、共に公立私立を問わず生徒の親・保護者の教育費負担を助け、学校選択を支援する手段であるが、同じものではない。教育支出に対する tax credits や deductions は親が払うべき税金の一部を子どもの教育に振り向けなおし、学校選択のオプションを増加させるというものであって、バウチャーと違って入手が確実なものではない。収入が少なく、所得税が少額であったり、納税がなかったり、または限定された収入源しかもたない家庭にとっては tax credits は無意味のものである。このため中上流家庭の税の優遇措置にすぎないと批判がある。

(1) 親の支出した教育費に対しての tax credits 及び deductions

1) Illinois Personal Tax Credit の例: 1999年から施行されている。公立・私立(宗教系を含む)学校へ通う子どもの親へ、一世帯あたり500ドルを上限とする tax credit が認められていが、この制度については現在裁判で係争中である。

2) Minnesota Personal Tax Deduction の例:

Tax deduction がすべての納税者を対象に、幼稚園から6学年の子どもには一人当たり\$1,625を、7-12学年では\$2,500を上限として認められている。最近の改正は2001年に行われた。K-12の子どもの家庭に対して、該当する教育関連支出の75%相当の還付可能な tax credit (生徒一人あたり上限1,000ドル、授業以外の教育サービス、教材にたいし世帯あたり上限2,000ドル相当となる)が所得が年37,500ドル以下の家庭に対して認められている。

3) Iowa Personal Tax Credit の例 :

1987年から施行。1,000ドルまでの tax deduction が認められている。その後の1998年の改正では、tax deduction を廃止し、授業料、教科書代、課外活動を含み、250ドルまでの tax credit が認められている。

(2) 奨学金を支給する団体に献金した個人や企業に対する tax credits や tax deductions

1) Arizona では Tax Credit Vouchers が1997年に州議会で承認され、法制化されたが、2000年に改正されている。個人が奨学金を支給する非営利団体へ献金した場合、上限500ドルまでの tax credit を請求できる。公立学校での課外活動に対する諸経費への献金については、上限200ドルまでの tax credit を認めている。

2) Florida では、Corporate Income Tax Credit が2001年に州議会で承認を受け、2002年から実施されている。企業は奨学金基金団体への献金に対して企業の所得税から a dollar for dollar credit が受けられる。企業献金は一団体につき\$500万ドルを上限とし、企業は払うべき所

得税の 75%までの献金が可能である。団体は献金を連邦政府の給食費減免のプログラムの対象となる低所得家庭の子どもたちのための（私立学校への）奨学金として使わなくてはならない。これによる生徒への奨学金は一人当たり 3,500 ドル、又は学校での授業料、教科書代、通学費などを含めた総額のいざれか少ない額を資格ある親に提供している。

*この他、Pennsylvania でも、同様のプログラムが 2001 年 5 月に法制化した。非営利の奨学金給付団体が教育改善団体へ献金した企業に対して tax credit を提供する。奨学金給付団体は献金の 80%を奨学金にまわすことが求められている。教育改善団体は地元の公立学校とパートナーを組み、公立学校の改善プログラムを支援する。

5. 展望

合衆国で実施されているハウチャーは Friedman の提唱するユニバーサル ハウチャーではなく、公立学校に満足しない親に対して設けられた限定的プログラムである。プログラムは低所得家庭の子弟についても、所得のある家庭が享受している私学を含む学校選択を可能にし、教育の機会を与えること；これにより公立・私立を問わない学校間の競争が促進し、学校がより実効的に運営され、公立学校の改善にも資することを目的としている。

しかし、この主張に対しては教育予算が私立に流れることによる公立学校予算の削減と、付隨的に公教育の質が低下すること；宗教系学校でのハウチャーの行使は政教分離をうたった憲法に違反すること；私学に流れる公費については、監督・監査や支出の十分な説明責任を求めるシステムが構築されていないこと；親の情報収集能力やプログラムの活用能力により差があること；人種、所得による教育の階層化が更に進む可能性等が指摘され、警告されている。

また、実施中のプログラムに関しては、これまでに政府 (GAO)、大学や教育研究機関の研究者達がプログラムの評価・効果測定を試みてきている。利用者である親の満足度はどの調査の結果においても高い反面、生徒の学習成績面での成果に関する評価は研究者の間で分かれしており、たとえ差があっても無視可能な数字であった。その上、公立学校への改善につながる波及効果についての分析はいまだ進んでいない。

2001 年にブッシュ政権で生まれた The No Child Left Behind Act (NCLB 法) は教育の多元化・多様化への流れ、すなわちスクール チョイスへの流れを確実に加速させている。この法は規範遵守の如何について現場の責任を問う従来のスタイルの法とは違い、スクール チョイスの体制を充実させ、個々の学校の個性化・自立化を促進させる一方で、業績に対する自己責任を当事者に問うア

カウンタビリティー法である。同法は、州毎に、法の趣旨に則った同様のアカウンタビリティー法の確立を求めている。NCLB 法では、Title I が適用されている学校が 2 年連続してその年の応分の進捗度 adequate yearly progress (AYP) がみられないと州が判断した場合、学校区は当該学校に在籍する生徒にスクール チョイスを提供しなくてはならないとし、補助金と結びつけて法の履行を強く迫っている。

政府の NCES (ナショナル教育統計センター) のデータでは、1993 年から 2003 年の間に 1 ~ 12 学年の生徒で指定外の公立学校を選んで通う生徒の割合は 11 から 15% に増えている。また指定の公立学校に通う生徒の数は 80% から 74% と減っており、スクール チョイスの広がりを裏付けている。

学校選択を通じて学校が多様化へ向かう潮流には、この他に公教育に対する市民の意識の変化が働いている。教育の目標が自己実現を第一とした「個人の利益」の追求の前に、公教育の意義が薄らいできたことである。

合衆国では公教育は活力に満ちた民主主義には不可欠であるとする伝統的考えは、Thomas Jefferson から 20 世紀半ばにいたるまで健在であった。そこには、まず、デモクラシーを支えるよき市民を育成する公教育の使命があった。しかし、今や学校は個のニーズや興味・適性に応じて学習し、知識・技能を修得する場であり、個人の自己実現を図る準備の場と認識されている。公徳が強く意識されることはない。教育は「社会投資」であるよりむしろ「個人投資」の手段であり、そのように思考する教育消費者の多様なニーズを満足させる場はもはや公教育である必要はなくなってきた。この意識の変化はスクール チョイスのプログラムを拡大させてきた一因ともいえる。

今後、スクール チョイスを追及する脈絡の行きつく先は、教育予算を公が管理せず、親や保護者にまかせ、より自由な学校選択の権利を与える教育ハウチャーに進んでいくことは十分に予想される。しかし、合衆国の現状からは、生徒自身の学力に関する評価はともあれ、学校選択を有効にする情報の提供、親の情報収集と行使能力、少額なハウチャーによる実際の選択行使の難しさなど、かえって教育格差を生む可能性をはらんでいることがわかった。またハウチャーを引き受ける私立学校に於ける公費の使途に関する説明責任も問題とされている。

アメリカ市民のハウチャーへの支持は、2004 年の第 36 回の PDK/Gallup Poll では、回答者の 54% が公費負担で生徒が私立学校に通うことに対する反対であるが、前年の 60% に較べ減っている。また賛成は 2003 年の調査の 38% から 42% へと上昇した。しかしながら、同様の現象は 2002 年の調査にも顕れている。この時は反対が 52%

で前年の 62%から低下した、賛成が 46%と前年の 34%から上昇している。90年代後半から同調査のアンケート項目にあがってきたバウチャー スクール チョイスの支持結果を示すジグザグの折線に市民の不安と戸惑いを感じることが出来る。

教育バウチャーは既存の公教育体制を完全に崩す革新的な教育政策である。その是非を検討するにあたっては、公教育の存在意義やその必要性の有無について、十分な議論と科学的データに基づく国民的コンセンサスが何よりも必要である。それにはまだ時間が必要である。合衆国の限定的バウチャーの実験からも説得力のある結果が得られていない。わが国におけるスクール チョイスの経験はまだ浅く、スクール チョイスの流れは止められないとしても、現段階でのバウチャーの提言や政策の扱いはその分慎重でなくてはならないと考える。

REFERENCES

1. U.S. Department of Education, NCES. *Digest of Education Statistics, 2003*, DC. Dec.. 2004.
- 2.U.S Government Accountability Office, *SCHOOL VOUCHERS Publicly Funded Programs in Cleveland and Milwaukee*, Aug.2001
3. The 36th Annual Phi Delta Kappa/Gallup Poll (Online) Available: www.pdkintl.org/
- 4.U.S. Department of Education, NCES. *The Condition of Education, 2004*(Online) Available: <http://nces.ed.gov/programs/coe/2004/section4/>
5. U.S. Department of Education. *Developments in School Finance: 2001-02*, DC. 2003
6. *The ABSs of School Choice 2004-05 Edition*, Milton & Rose D. Friedman Foundation, Indiana, 2005
- 7.WestEd. "What we know about vouchers," Sept.1999 (Online)from: www.WestEd.org/policy
8. WestEd. "Analysis and Implications of California Proposition 38: Will Vouchers improve student access to Private schools?"2000 (Online) from www.WestEd.org/policy
9. "Vouchers, charters, and school choice: Just another case of history repeating?" *American School Board Journal*, June 2003 p.6.
- 10.Center for Evaluation, Development, and Research. *School Choice in America: The Great Debate*, Phi Delta Kappa International, June 2001.
- 11.Doug Archbald, "SES and Demographic Predictors of Magnet School Enrollment" *Journal of Research and Development in Education*, vol.29, no.3, Spring 1996.
12. Russell I. Thackrey, "Some Things You May Want to Know About Tuition Tax Credits" *Phi Delta Kappan*, vol.66, No.1 Sept. 1984.
13. Kim K. Metcalf and Polly A.Tait "Free Market Policies and Public Education: What Is the Cost of Choice?" *Phi Delta Kappan*, vol.81, no.1, Sept.1999.
14. Dennis P. Doyle. "Tuition Tax Credit and Education Vouchers: Private Interests and the Public Good," *College Board Review*, no.130, Winter 1983-84.
15. John F. Witte. "The Milwaukee Voucher Experiment" University of Wisconsin-Madison: Educational Evaluation and Policy Analysis Winter 1998, Vol.20, No.4.
16. David J. Ferrero. "Public-spirited Choice" *Education Week*, Mar.2003
17. Alfie Kohn. "Privatization of Schools" *Education, Inc., Revised Edition*, Heinemann , NH. 2002.
18. Henry A. Giroux. "SCHOOLS FOR SALE" *Education, Inc.* Heinemann , NH. 2002.
- 19.Brian P. Gill et al. *Rhetoric Versus Reality*; Rand Education, CA. 2001.
- 20."Supreme Court Rules School Vouchers Are Legal", "Public School Choice in Store For 8,600 Schools" *Education USA*, July 2002, Vol.44 No.14.
21. "Civil Liberties Group Will Contest Anti-Voucher Laws" *Education USA* Vol.44, No.15, July 2002.
22. Alan Richard. "Florida Sees Surge in Use of Vouchers" *Education Week*, Sept. 2002, p.1.
23. Linda Jacobson. "Polls Find Growing Support For Publicly Funded Vouchers" *Education Week*, Sept. 2002.
24. Alan Richard. "Colorado Voucher Measure Appears Certain" *Education Week*, Apr. 2003.
25. John Gehring. "Voucher Battles Head To State Capitals" *Education Week*, July, 2002.
26. Catherine Gewertz. "No Academic Gains From Vouchers for Black Students" *Education Week*, Apr. 2003.
27. Debra Viadero. "Researcher Insists N.Y.C. Vouchers Benefit Black Students" *Education Week*, June 2003.
- 28."The Voucher Decision" *American School Board Journal*, Oct.2002.
29. Florida Department of Education. *Independent Education and Parental Choice* (Online) Available: www.floridaschoolchoice.org/